国際部研修会「令和3年度　第2回　入管実務研修会」

効果測定問題の解答と解説

1.×

　ベトナムはこの間も在留外国人数が漸増している。講義1スライド5。

2.×

行政書士はあくまでも申請者の意思の取次を行う。原則として、代理人ではなく、取次者である。講義1　スライド1１。講義15分~。

3.〇

　講義1スライド19。入管法別表第一の二の表。本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する新設在留資格。

4.×

講義1スライド2２、非就労資格。入管法別表第一の三の表によれば、文化活動は、収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動(四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。)

5.〇

講義1スライド2７、36。相当性は、安定性、継続性、必要性、信憑性を検討し、総合的に判断される。必要性は雇用先の事業規模、職務内容による。

6.〇

講義2スライド29。講義50分~

7.　〇

講義2スライド3１。講義57分~。国によっては卒業証書と学位書や専門士の称号を証する書類、成績証明書などが分かれている場合がある。

そして、学歴要件を満たさない場合、行おうとする職務の職歴10年以上（国際業務の場合は3年以上）の実務経験があればよい。また、学歴又は職歴の要件の他、日本での活動に対して受ける報酬が、同様の業務を行う日本人と同等以上である必要がある。

8.　×

講義2スライド3７。講義1時間13～。親会社から曾孫会社の出資関係が一貫して100％の場合は、曾孫会社間は孫会社から曾孫会社の間の転勤も企業内転勤の範囲となる。

9.×

講義2スライド4０。期間の定めがない雇用契約を締結する場合は、企業内転勤の在留資格該当性がなく、許可はうけられない。

10.×

講義2スライド44、65。

同性婚の配偶者に対する入国・在留審査についての通知<平成25年10月18日付(法務省管在5357号)>　には、

「今般、同性婚の配偶者については、原則として在留資格「特定活動」により入国・在留を認めることとした。」という記述がある。